

## ～65歳までの高年齢者雇用確保措置は着実に進展～ (平成20年6月1日現在の高年齢者の雇用状況)

定年及び継続雇用制度の状況その他高年齢者の雇用に関する状況については、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）に基づき、事業主は、毎年6月1日現在の状況を厚生労働大臣に報告しなければならないこととされている。

京都労働局では、今般、平成20年6月1日現在の同報告を集計し、その結果を取りまとめたところである。（平成20年10月10日公表）

### 《ポイント》

#### 1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

～大企業のほとんどが雇用確保措置を実施～

平成20年6月1日現在、51人以上規模の企業<sup>(注1)</sup>のうち、高年齢者雇用確保措置<sup>(注2)</sup>の実施企業の割合は、94.5%と前年比3.2ポイント増加。

うち、中小企業<sup>(注3)</sup>は93.7%（前年比3.4ポイント増）。

大企業<sup>(注4)</sup>は99.6%（前年比2.1ポイント増）。

希望者全員が65歳以上まで働ける企業<sup>(注5)</sup>の割合は42.0%（前年比2.5ポイント増）。

70歳までの雇用確保措置を実施した企業<sup>(注6)</sup>は234社で前年と同数（13.8%）。

#### 2 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の動向

～高年齢者の常用労働者数が大幅に増加～

雇用確保措置の義務化前（平成17年）に比較して、

- ・ 60～64歳の常用労働者数は約1万6千人から約2万3千人に増加（47.6%増）。
- ・ 65歳以上の常用労働者数は約6千人から約9千人に増加（58.9%増）。

～定年到達者のうち継続雇用される者が大幅に増加～

雇用確保措置の義務化前（平成17年）に比較して、定年到達予定者のうち継続して雇用される予定の者の数（割合）は約2千人（57.0%）から約5千人（73.6%）に、約3千人増加と約2.5倍増となった。

#### 3 今後の取組

65歳までの雇用確保措置の確実な実施のため、引き続き51人以上規模の未実施企業に対して強力に指導を行うほか、今後は、50人以下規模の企業に対して重点的に指導を実施する。

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の減少等の状況を踏まえ、「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組む。

(注1) 法第52条第1項により、事業主は、毎年、6月1日現在の定年及び継続雇用制度の状況等を厚生労働大臣に報告することとされており、今般、当該報告を提出した51人以上規模の企業1,777社について、高年齢者雇用確保措置の実施状況を集計（うち中小企業（51人～300人規模）は1,521社、大企業（301人以上規模）は256社）。

(注2) 事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用の確保のため、定年の定め廃止、定年の引上げ、継続雇用制度の導入（「高年齢者雇用確保措置」）のいずれかの措置を講じなければならない（法第9条第1項）。なお、定年の引上げ、継続雇用制度の義務年齢は、年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年4月までに段階的に引上げ（現在は、63歳）。

(注3) 中小企業とは51人～300人規模の企業。

(注4) 大企業とは301人以上規模の企業。

(注5) 定年の定めでの廃止、65歳以上定年、希望者全員65歳以上継続雇用の企業。

(注6) 定年の定めでの廃止、70歳以上定年、希望者全員70歳以上・基準該当者70歳以上継続雇用の企業。

## 1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

### (1) 全体の状況

従業員51人以上規模企業(1,777社)のうち、1,680社(94.5%)が少なくとも63歳までの雇用確保措置を実施済み(全国96.2%)と、前年度より3.2ポイント増(全国3.5ポイント増)となった。

また、未実施企業は、97社(5.5%)と前年度147社(8.7%)から50社減少した。

このように、企業における雇用確保措置は着実に進展している(別紙表1)。

### (2) 企業規模別、産業別の状況

雇用確保措置の実施済み企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では99.6%(255社)前年比2.1ポイントの増加、中小企業では93.7%(1,425社)前年比3.4ポイントの増加となっており、大企業のほとんどが雇用確保措置を実施し、また、中小企業の実施状況も着実に進展している(別紙表2)。

また、産業別にみると、「農林漁業」(対象企業数が極めて少ない)、「製造業」、「卸売・小売業」、「不動産業」、「複合サービス業」及び「その他のサービス業」が平均を下回っている。

(別紙表2)

## 2 雇用確保措置の具体的内容

### (1) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢の設定については、実施済み企業(1,680社)のうち、改正高齢法の義務化スケジュールより前倒して65歳以上を上限年齢とした企業(定年の定めのない企業を含む)は、1,358社で80.8%(全国79.5%)と前年より1ポイント増(全国2ポイント増)となっている。(別紙表3-1)

### (2) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の内訳については、実施済み企業(1,680社)のうち、「定年の定めでの廃止」の措置を講じた企業は、37社で2.2%(平成19年同期2.1%)、「定年の引上げ」の措置を講じた企業は、218社で13.0%(同12.9%)、「継続雇用制度の導入」の措置を講じた企業は、1,425社で84.8%(同85.0%)となっている。

(別紙表 3-2)

### (3) 継続雇用制度の内訳

継続雇用制度の内訳については、同制度を導入した企業(1,425社)のうち、希望者全員の継続雇用制度を導入した企業は、49社増えて595社となり41.8%(平成19年同期41.6%)であり、対象者となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は、64社増えて830社で58.2%(同58.3%)となっている。(別紙表3-3)

また、継続雇用制度を導入した企業(1,425社)のうち、労使協定の締結により、対象となる高年齢者に係る基準を定めている企業は、約半数の51.7%(同49.5%)となり、労使協定の締結に向けて努力したにもかかわらず協議が調わず、改正高齢法に基づく

特例措置により就業規則等で基準を定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は93社で6.5%（同8.8%）となっている。（別紙表3-3）

### 3 65歳以上まで希望者全員が働ける企業

希望者全員が65歳以上まで働ける企業は56社増加して、724社で40.7%（全国、39.0%）と1.2ポイント増（全国、2.0ポイント増）となった。（別紙表4）

### 4 70歳までの雇用確保措置を導入した企業

70歳までの雇用確保措置を実施した企業は昨年と同数の234社で13.2%（全国12.4%）となった。（別紙表5）

### 5 雇用確保措置の義務づけ前と比較した高年齢者の動向

雇用確保措置の義務化前（平成17年）と比較して、60～64歳の常用労働者数は、15,645人から23,088人に47.6%の増加（全国64.3%の増加）となった。65歳以上の常用労働者数は、5,821人から9,252人に58.9%の増加（全国83.8%の増加）となった。

いずれも、年齢計の12.1%の増加と比較して大幅な伸びを示している。（別紙表6）

雇用確保措置の義務化前（平成17年）と比較して、定年到達予定者のうち継続雇用される予定の者の占める者の数（割合）は2,212人（57.0%）から5,329人（73.6%）へ、約3千人の増加（平成17年の2.5倍）となっている（別紙表7）。

なお、全国では、平成17年の約12万人（48.4%）から32万人（73.3%）に20万人の増加（平成17年の2.67倍）となっている。

## 6 今後の取組

### (1) 65歳までの雇用確保措置の確実な実施

#### 雇用確保措置未実施企業に対する指導の実施

本年6月1日時点の高年齢者雇用状況報告によると、51人以上の規模の企業における雇用確保措置は着実に進展しているが、未実施企業が97社あることから、引き続き、労働局及びハローワークの幹部等による個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。

さらに、特に50人以下規模の企業に対して、重点的に集団指導や個別指導を行うとともに、雇用確保措置の導入に向けた取組を行う事業主団体に対する奨励金の活用促進等を通じて、雇用確保措置の実施を図る。

#### 雇用確保措置の充実

上記の雇用確保措置の実施に係る指導に加えて、勤務時間の多様化、職域拡大、処遇改善等を通じて、希望者全員の65歳までの継続雇用、定年の引上げ、定年の定め廃止といった雇用確保措置の充実に取り組んでいくよう、企業に積極的に働きかけを行う。

### (2) 「70歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の減少、団塊世代の60歳の定年年齢への到達等を踏まえ、高年齢者が意欲と能力のある限りいくつになっても働ける社会の実現に向け、事業主団体等による70歳までの高年齢者の一層の雇用に向けた取組の支援、70歳以上の定年への引上げ等に係る「定年引上げ等奨励金」の積極的な活用についての企業への働きかけ等により、「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組む。

表1 雇用確保措置の実施状況

	①実施済	②未実施	①+②合計
51～300人	1,425 (1,313)	96 ( 141 )	1,521 (1,454 )
	93.7 % ( 90.3 % )	6.3 % ( 9.7 % )	100.0 % (100.0 %)
301人以上	255 ( 230 )	1 ( 6 )	256 ( 236 )
	99.6 % ( 97.5 % )	0.4 % ( 2.5 % )	100.0 % (100.0 %)
企業数	1,680 (1,543 )	97 ( 147 )	1,777 (1,690 )
	94.5 % ( 91.3 % )	5.5 % ( 8.7 % )	100.0 % (100.0 %)

(注)( )内は、平成19年6月1日現在の数値。表1～5において同じ。

表2 規模別・産業別実施状況

		①実施済企業割合	②未実施企業割合
規模別	51～100人	92.0 % ( 88.8 % )	8.0 % ( 11.2 % )
	101～300人	95.9 % ( 92.1 % )	4.1 % ( 7.9 % )
	301～500人	99.2 % ( 96.2 % )	0.8 % ( 3.8 % )
	501～1000人	100.0 % ( 98.7 % )	— ( 1.3 % )
	1,001人以上	100.0 % ( 98.1 % )	— ( 1.9 % )
	合計	94.5 % ( 91.3 % )	5.5 % ( 8.7 % )
産業別	農、林、漁業	50.0 % ( 0.0 % )	50.0 % ( 0.0 % )
	鉱業	—	—
	建設業	97.8 % ( 90.4 % )	2.2 % ( 9.6 % )
	製造業	93.0 % ( 91.0 % )	7.0 % ( 9.0 % )
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0 % ( 100.0 % )	— ( — )
	情報通信業	95.2 % ( 83.3 % )	4.8 % ( 16.7 % )
	運輸業	95.0 % ( 94.1 % )	5.0 % ( 5.9 % )
	卸売・小売業	93.9 % ( 87.3 % )	5.0 % ( 12.7 % )
	金融・保険業	100.0 % ( 95.5 % )	— ( 4.5 % )
	不動産業	90.9 % ( 94.7 % )	9.1 % ( 5.3 % )
	飲食店、宿泊業	98.5 % ( 96.7 % )	1.5 % ( 3.3 % )
	医療、福祉	97.6 % ( 94.7 % )	2.4 % ( 5.3 % )
	教育、学習支援業	94.6 % ( 94.3 % )	5.4 % ( 5.7 % )
	複合サービス事業	90.9 % ( 88.9 % )	9.1 % ( 11.1 % )
	その他のサービス業	93.9 % ( 91.0 % )	6.1 % ( 9.0 % )
	公務・その他	— ( 100.0 % )	— ( — )
合計	94.5 % ( 91.3 % )	5.5 % ( 8.7 % )	

## 表3 雇用確保措置実施企業に関する状況

表3-1 雇用確保措置の上限年齢

	①65歳以上 (含定年制なし)	②63~64歳	①+②合計
企業数	1,358 ( 1,231 )	322 ( 312 )	1,680 ( 1,543 )
比率	80.8 % ( 79.8 % )	19.2 % ( 20.2 % )	100.0% (100.0%)

表3-2 雇用確保措置の内訳

	①定年の定め の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度 の導入	①+②+③合計
企業数	37 ( 32 )	218 ( 199 )	1,425 ( 1,312 )	1,680 ( 1,543 )
比率	2.2 % ( 2.1 % )	13.0 % ( 12.9 % )	84.8 % ( 85.0 % )	100.0% (100.0%)

表3-3 継続雇用制度の内訳

	①希望者全員	②基準該当者		①+②合計
企業数	595 ( 546 )	830 ( 766 )		1,425 ( 1,312 )
		労使協定	就業規則(等)	
		737 ( 650 )	93 ( 116 )	
比率	41.8 % ( 41.6 % )	51.7 % (49.5 %)	6.5 % ( 8.8 % )	100.0 % (100.0 %)

**表4 65歳以上まで希望者全員が働ける企業の割合**

	定年の定め の廃止	65歳以上 定年	希望者全員 65歳以上 継続雇 用	合計	報告した すべての 企業
企業計	37 ( 32 )	165 ( 157 )	522 ( 479 )	724 ( 668 )	1,777 ( 1,690 )
	2.1 % ( 1.9 % )	9.3 % ( 9.3 % )	29.4 % ( 28.3 % )	40.7 % ( 39.5 % )	100.0 % ( 100.0 % )
中小企業 (51~300人)	35 ( 32 )	151 ( 142 )	458 ( 419 )	644 ( 593 )	1,521 ( 1,454 )
	2.3 % ( 2.2 % )	9.9 % ( 9.8 % )	30.1 % ( 28.8 % )	42.3 % ( 40.8 % )	100.0 % ( 100.0 % )
大企業 (301人~)	2 ( - )	14 ( 15 )	64 ( 60 )	80 ( 75 )	256 ( 236 )
	0.8 % ( - )	5.5 % ( 6.4 % )	25.0 % ( 25.4 % )	31.3 % ( 31.8 % )	100.0 % ( 100.0 % )

**表5 70歳までの雇用確保措置を実施した企業の割合**

	定年の定め の廃止	70歳以上 定年	継続雇用		合計	報告した すべての 企業
			希望者全員 70歳以上	基準該当者 70歳以上		
企業計	37 ( 32 )	2 ( 3 )	39 ( 37 )	156 ( 162 )	234 ( 234 )	1,777 ( 1,690 )
	2.1 % ( 1.9 % )	0.1 % ( 0.2 % )	2.2 % ( 2.2 % )	8.8 % ( 9.6 % )	13.2 % ( 13.8 % )	100.0 % ( 100.0 % )
中小企業 (51~300人)	35 ( 32 )	1 ( 1 )	36 ( 35 )	130 ( 131 )	202 ( 201 )	1,521 ( 1,454 )
	2.3 % ( 2.2 % )	0.1 % ( 0.1 % )	2.4 % ( 2.4 % )	8.5 % ( 9.0 % )	13.3 % ( 13.8 % )	100.0 % ( 100.0 % )
大企業 (301人~)	2 ( - )	1 ( - )	3 ( 2 )	26 ( 31 )	32 ( 33 )	256 ( 236 )
	0.8 % ( - )	0.4 % ( - )	1.2 % ( 0.8 % )	10.2 % ( 13.1 % )	12.5 % ( 14.0 % )	100.0 % ( 100.0 % )

**表6 年齢別常用労働者**

	年齢計	60歳～64歳	65歳以上
平成17年	404,739 人(100.0)	15,645 人(100.0)	5,821 人(100.0)
平成18年	416,494 人(102.9)	16,123 人(103.1)	6,750 人(116.0)
平成19年	423,988 人(104.8)	18,720 人(119.7)	7,843 人(134.7)
平成20年	453,617 人(112.1)	23,088 人(147.6)	9,252 人(158.9)

(注) ( )内は平成17年を100とした場合の比率

**表7 定年到達予定者等の状況**

	定年到達予定者	定年による離職予定者			未定
		継続雇用予定者	基準に該当しないことによる離職予定者	定年による離職予定者	
平成17年	3,879 人(100.0%)	2,212 人(57.0%)	1,667 人(43.0%)		
平成18年	5,341 人(100.0%)	3,979 人(74.5%)	1,362 人(25.5%)		
平成19年	6,797 人(100.0%)	5,204 人(76.6%)	1,461 人(21.5%)	132 人(1.9%)	
平成20年	7,239 人(100.0%)	5,329 人(73.6%)	1,309 人(18.1%)	103 人(1.4%)	498 人(6.9%)
(参考)	7,239 人(100.0%)	5,827 人(80.5%)	1,309 人(18.1%)	103 人(1.4%)	

(注)1 平成20年から、定年到達予定者のうち継続雇用予定者かどうか未定の者については、別途計上することとした。それ以前の継続雇用予定者かどうか未定の者については、継続雇用予定者に含むこととしており、平成20年について、これと同様の算出方法とすると参考のとおりとなる。